

生け垣等設置費助成金交付制度のあらまし

長岡京市では“緑豊かなまちづくり”の一環として、生け垣や植樹帯を作ろうとする市民の皆さんに、費用の一部をお手伝いする「生け垣等設置費助成金交付制度」を設けています。

この制度をご利用される方は、**工事に着手する 30 日前まで**に所定の申請書類を（公財）長岡京市緑の協会 事務局に提出してください。

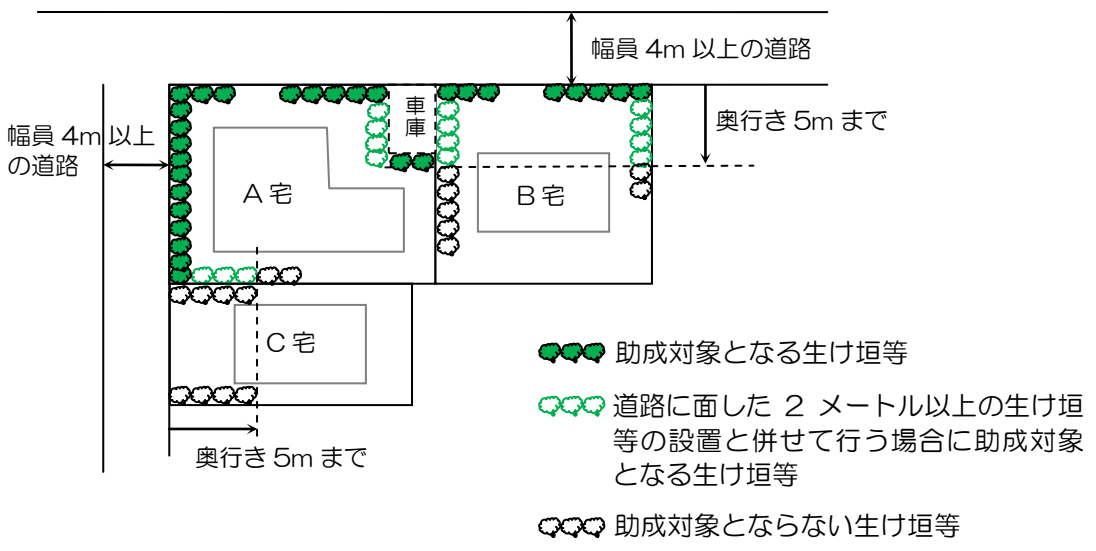
助成の対象となる条件

対象者は、本市の区域内で次の基準に該当する生け垣等を設置しようとする、土地所有者または使用者（土地所有者の承諾を得た方に限ります。）です。

設置種別	設置基準
生け垣設置	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法上の 4m 以上の道路に面していること。 □ 生け垣の延べの長さは 2m 以上であること。 □ 生け垣の高さは 1m 以上であること。 □ 植栽する樹木の本数は 1m 当たり 2 本以上であること。 □ 生け垣をブロック塀、レンガ等で囲むときは、植栽した樹木の地上高の半分以上を隠さないこと。
植樹帯設置	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法上の 4m 以上の道路に面していること。 □ 植樹帯の延べの長さは 2m 以上であること。 □ 植栽する樹木の高さは 0.3m 以上であること。 □ 植栽する樹木は相互に葉が触れ合う程度に列植すること。 □ 植栽した樹木の地上部分をブロック塀、レンガ等で囲まないこと。

*上記の基準を満たした生け垣または植樹帯と併せて、隣地境界部分やガレージ等の空地部分にも生け垣等を設置する場合は、奥行き 5m 以内の範囲に限り助成の対象となります。

助成対象の概略図



助成金の額

設置種別	助成額の上限
生け垣等を新設する場合	施工費の2/3を超えない範囲で、1m 当たり 5,000 円を上限とし、限度額 50,000 円まで助成します。
ブロック塀等を撤去して、その部分に生け垣等を設置する場合	施工費の2/3を超えない範囲で、1m 当たり 7,500 円を上限とし、限度額 75,000 円まで助成します。
生け垣等を作り替える場合	

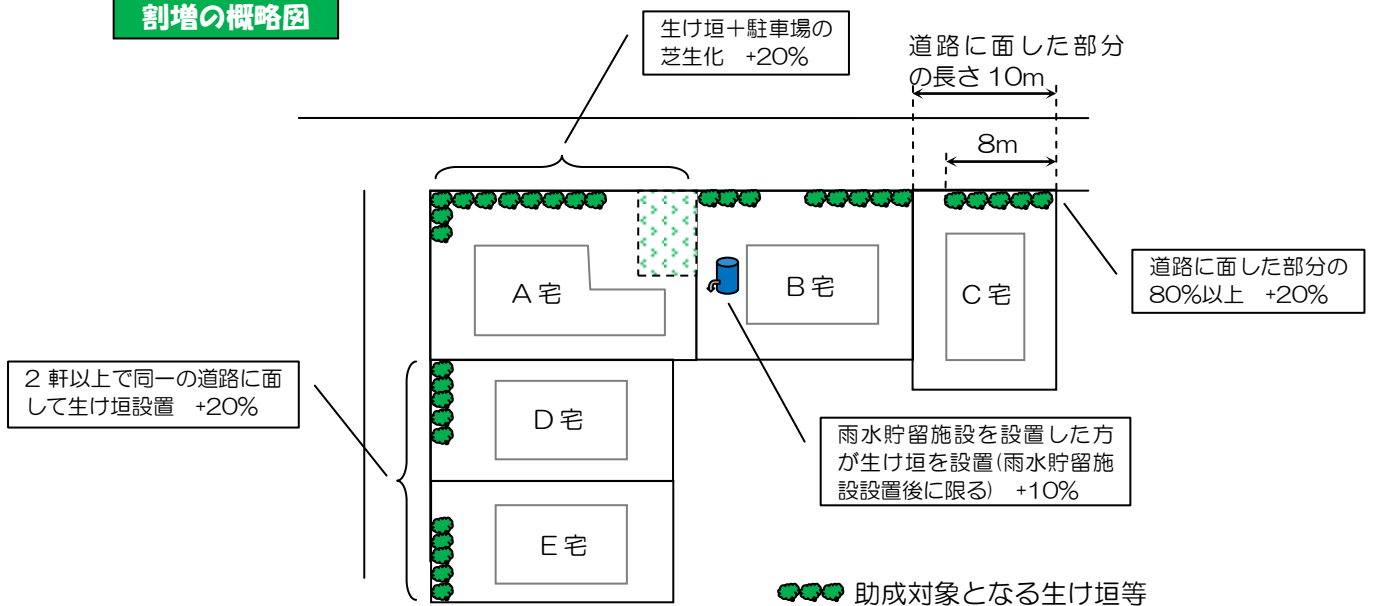
- *1 生け垣等の施工延長は 1m 未満の端数は切り捨てて計算します。(例:2.5m→2m)
- *2 実際の施工費用が 1m 当たりの基準単価 (5,000 円、7,500 円) に満たないときは、その費用の実費で計算します。
- *3 助成金の額は 1,000 円未満の端数は切り捨てて計算します。
- *4 生け垣の作り替えは、施工前後の長さが同等以上の場合に限りです。ただし、道路にはみ出している生け垣等を改良する場合は同等以下でも可能です。

次の場合、助成金の割増を受けることができます。

割増種別	割増率	
景観形成に寄与すると認められる生け垣等の設置である場合 (景観条例第29条第2項)	道路に接する部分の80%以上に生け垣等を設置する場合	20%
	2軒以上で同一の道路に面して生け垣等を設置する場合	20%
	生け垣等の設置と併せて、駐車場等に芝生等の地被植物を植栽する場合	20%
長岡京市雨水貯留施設設置助成金制度の適用を受けて雨水貯留施設を設置した方が生け垣等を設置する場合	10%	

- *1 割増を受けた場合であっても施工費の2/3を超える助成を受けることはできません。
- *2 割増した助成金の額は 1,000 円未満の端数は切り捨てます。
- *3 複数の割増種別に該当する場合は、最も割増率の高いものを適用します。

割増の概略図



【お問合せ】

(公財)長岡京市緑の協会 事務局 〒617-0812 長岡京市長法寺谷田9番地
 TEL075-952-1900 FAX075-952-1905 Mail : nagaokakyo_midori@gaia.eonet.ne.jp
 URL : http://nagaokakyo-midori.blog.eonet.jp/nagaokakyo_midori/